

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年8月10日から同年10月2日までの期間、同年12月6日から28年6月30日までの期間、同年9月1日から29年6月17日までの期間及び35年9月28日から同年11月24日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（船舶所有者）における資格取得日に係る記録を27年8月10日、資格喪失日に係る記録を同年10月2日に、資格取得日に係る記録を同年12月6日、資格喪失日に係る記録を28年6月30日に、資格取得日に係る記録を同年9月1日、資格喪失日に係る記録を29年6月17日に、B（船舶所有者）における資格取得日に係る記録を35年9月28日、資格喪失日に係る記録を同年11月24日に、それぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を、27年8月は8,000円、27年9月及び同年12月から28年5月までは7,000円、同年9月から29年5月までは8,000円並びに35年9月及び同年10月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月9日から同年10月2日
② 昭和27年12月6日から29年6月17日
③ 昭和35年9月28日から同年11月24日

私の船員手帳によると、私は、申立期間①及び②はA氏のC丸に、申立期間③はB氏のD丸に、それぞれ乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、当該期間において、AのC丸に「通信士」として乗船勤務してい

たことが確認できる。

また、申立人は、当時、AのC丸の乗組員数は15人ぐらいであったと供述しているところ、同氏の船員保険被保険者名簿を見ると、同船の船員保険加入者数は、昭和27年8月10日から同年10月2日までは14人、同年12月6日から28年6月30日までは12人から14人、同年9月1日から29年6月17日までは11人から13人で推移していることが確認できる上、当該加入者の中には、同船に「通信士」として乗船した者は確認できないことから、申立人についても、他の同僚と同様に、事業主により給与から船員保険料を控除されていたものと考えることが自然である。

一方、申立期間①のうち昭和27年8月9日及び申立期間②のうち28年6月30日から同年8月31日までの期間について、船舶所有者名簿を見ると、Aは当該期間において船員保険の事業所として確認できない上、当該期間の前後の期間において同氏での船員保険加入記録が確認できる複数の同僚も、当該期間において船員保険に加入した記録は確認できない。

- 2 申立期間③について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、申立期間③において、BのD丸に「通信士」として乗船勤務していたことが確認できる。

また、申立人及び当時の同僚は、申立期間③当時、BのD丸の乗組員数は20人ぐらいであったと供述しているところ、同氏の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間③における同船での船員保険加入者数は、24人から26人で推移していることが確認できる上、当時の複数の同僚からは、「Bが所有する船舶の乗組員は、全員が船員保険に加入しているはずだ。」旨の供述が得られたことから考えると、申立人についても、他の同僚と同様に、事業主により給与から船員保険料を控除されていたものと考えることが自然である。

- 3 これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和27年8月10日から同年10月2日までの期間、申立期間②のうち27年12月6日から28年6月30日までの期間及び同年9月1日から29年6月17日までの期間並びに申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A及びBのそれぞれの船員保険被保険者名簿における申立人とほぼ同等の職種（機関長）又は同じ職種（通信士）の同僚等の記録から、昭和27年8月は8,000円、27年9月及び同年12月から28年5月までは7,000円、同年9月から29年5月までは8,000円、35年9月から同年10月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保

険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 8 月及び同年 9 月、同年 12 月から 28 年 5 月までの期間、同年 9 月から 29 年 5 月までの期間並びに 35 年 9 月及び同年 10 月に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 このほか、申立人が、申立期間①のうち昭和 27 年 8 月 9 日及び申立期間②のうち 28 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 27 年 8 月 9 日及び申立期間②のうち 28 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 496 (事案 405 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月 25 日から 62 年 3 月 2 日まで
② 平成 4 年 12 月 29 日から 5 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 3 月 2 日から平成 4 年 12 月 29 日まで

私は、昭和 61 年 2 月 1 日から平成 5 年 4 月 1 日まで、A 社で厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、A 社で厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間③の標準報酬月額 (15 万円から 17 万円) が、実際に支給されていた金額 (25 万円以上) よりも低額とされているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

私は、平成 22 年 6 月 16 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、納得がいかないので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立てについては、雇用保険の加入記録及び複数の同僚等の供述から、申立人はA社に籍を置きながら出向という形によりB社に勤務し、また、その主張する金額がB社から給料として支給されていたことがわかるものの、申立人のA社における厚生年金保険への加入及び保険料控除 (その主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を含む。) の有無等について、当時の同僚等からの供述は得られないこと等を理

由に、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 20 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立内容を示す資料として、当時、申立人が加入していた労働組合作成資料（賃金調査集計表 88. 2 月調べ）等を提出したが、当該資料等には申立期間①、②及び③当時、申立人の A 社における厚生年金保険への加入及び保険料控除（その主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を含む。）の有無等を示す記載は見当たらない上、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。